

自殺対策関連事業一覧(平成30年11月21日現在)

【参考】重点施策について：◎・・・重点分野に深く関係する(明確に対象者)である取組、○・・・重点分野の観点も一部に含まれる取組。ただし、「子ども・若者」に該当する取組の内、「子育て世代」に対する取組は*印を付記。

番号	部局名等	室課名等	事業名	事業の概要	重点施策				事前予防			早期対応		事後対応	
					子ども・若者	高齢者	生活困窮者	勤労世代	普及啓発	人材育成	生きる支援	早期発見	早期対応	再発防止	遺族支援
1	総務部	人事室	職員の健康管理	職員を対象に、産業医や保健師による心身に関する「健康相談」や、臨床心理士による「こころの健康相談」を実施し、適切な指導助言を行うとともに、働きやすい職場環境づくりのために必要な助言や調整等を行う。							○	○	○	○	
2	総務部	人事室	メンタルヘルス研修	新規採用職員等を対象としたセルフケア研修、新任役付職員対象のラインケア研修を実施。							○				
3	総務部	人事室	ストレスチェック	自らのストレス状態を把握、メンタル不調を予防するため、年1回ストレスチェックを実施。室課単位の集団分析による、職場環境改善の推進。高ストレス者に産業医の面接指導を実施。							○	○			
4	市民部	市民総務室	多重債務相談	多重債務を抱える市民向けに、専門の弁護士・司法書士による相談を実施し、相談者の生活再建を図る。			◎					○	○		
¥	市民部	市民総務室	消費者相談事業	消費生活相談(商品や役務に関する苦情・処理、契約トラブルに関する相談等)を行い、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費生活の安全・安定及び向上に努める。								○	○		
6	市民部	市民総務室	消費者安全確保事業	特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音装置を希望する高齢者に無償で配布。		◎					○				
7	市民部	人権平和室	人権擁護活動事業	基本的人権の侵害に対する救済措置、人権に関する相談や啓発等の人権擁護委員の活動が円滑に行えるよう支援を行う。								○	○		
8	市民部	人権平和室	人権啓発事業	市民の人権意識を高めるため、講演会やパネル展の開催等の人権に関する総合的な普及啓発を行う。							○				
9	市民部	人権平和室交流活動館	総合生活相談事業	地域社会に密着し、生活上の様々な課題に対して住民に寄り添い、住民の生活状況に応じて自立を支援。								○			
10	市民部	人権平和室交流活動館	人権ケースワーク事業	人権侵害を受け、又は受ける恐れのある市民が自らの判断で課題解決できるように、適切な助言や情報提供等により支援。								○			
11	市民部	(室課名非公開)	すいたストップDVステーション(DV相談室)	配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するなど、総合的なDV防止事業を実施。							○	○	○		
12	市民部	男女共同参画センター	男性向けストレス(DV)予防講座	「強くあらねばならない」「稼がなければならない」などの男性ならではの生きづらさからの解放と、ストレス解消を目的とした講座をシリーズで実施。							○				
13	市民部	男女共同参画センター	女性のための相談	電話相談、悩みの相談、DV相談、法律相談など、女性のさまざまな悩みに関する相談に対応し、相談者とともに問題の解決策を検討。							○	○			
14	税務部	納税課	滞納整理事業	市税の納付困難な滞納者について相談を受けるとともに、多重債務者や生活困窮者を発見した場合は市民総務室の相談事業へ繋げる。			◎					○			
15	都市魅力部	地域経済振興室	中小企業資金融資	市内中小企業者に対する融資相談を行う。また、吹田市の指定する融資を受けた中小企業者に対しての信用保証料及び利子の一部を補給。				◎			○	○	○		
16	都市魅力部	地域経済振興室	中小企業セミナー	市内事業者の育成や事業活動の活性化を目的として、中小企業セミナーを実施。				◎			○				
17	都市魅力部	地域経済振興室	新産業育成・創業起業支援事業	市内において新たに事業所を開設し、地域経済の循環及び活性化に資する創業計画を実施する者に対し、事業所賃借料補助金を交付し、新規創業を促すとともに創業者の事業継続を支援。また、市内創業者の育成や交流を目的とした起業家交流会を実施。				◎			○				
18	都市魅力部	地域経済振興室	企業誘致推進事業	市内で事業所の新設や拡張を行う企業に対して税制優遇や奨励金交付を行うとともに、市民の雇用、地元企業への発注、周辺住環境への配慮、産学等連携による新製品の開発等を行う企業に対して補助金を交付。				◎			○				
19	都市魅力部	地域経済振興室	地域就労支援事業	若年者や障がい者、ひとり親家庭の親などの就職困難者や求職者に対して、相談やスキルの習得などの就労支援を行う。	○	○	○	◎			○	○	○		
20	都市魅力部	地域経済振興室	ニート・ひきこもり就労相談	さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われ、社会参加の機会を失っている市民やその家族に対して、具体的かつ実質的な相談・助言を行う。	○	○	○	◎				○	○		
21	児童部	子育て支援課	子育て広場助成事業	「子育て広場」を運営する団体に補助金を交付し、子育て親子の交流の場や育児相談の機会の拡大を図る。	◎*						○	○			
22	児童部	子育て支援課 保育幼稚園室	地域子育て支援センター事業	保育所及び認定こども園において、乳幼児の保護者を対象とした育児相談を実施。	◎*						○	○			

【参考】重点施策について：◎ …… 重点分野に深く関係する(明確に対象者)である取組、○ …… 重点分野の観点も一部に含まれる取組。ただし、「子ども・若者」に該当する取組の内、「子育て世代」に対する取組は*印を付記。

番号	部局名等	室課名等	事業名	事業の概要	重点施策				事前予防			早期対応		事後対応	
					子ども・若者	高齢者	生活困窮者	勤労世代	普及啓発	人材育成	生きる支援	早期発見	早期対応	再発防止	遺族支援
23	児童部	子育て給付課	児童扶養手当支給事業	離婚等により18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護・養育しているひとり親等に児童扶養手当を支給。	◎*		◎				○		○		
24	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭医療費助成事業	離婚等により18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護・養育しているひとり親等に係る医療費の自己負担分の一部を助成。	◎*		◎				○		○		
25	児童部	子育て給付課	遺児手当支給事業	両親が死亡または重度障がいとなった、中学校修了前の児童の養育者に遺児手当を支給。	◎		◎				○		○		
26	児童部	子育て給付課	交通遺児手当支給事業	交通事故で両親の一方が死亡または重度障がいとなった、中学校修了前の児童の養育者に交通遺児手当を支給。	◎		◎				○		○		
27	児童部	子育て給付課	市外母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない母と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生	◎*		◎						○		
28	児童部	子育て給付課	助産施設事業	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、入院出産に係る費用を助成。	◎*		◎						○		
29	児童部	子育て給付課	母子福祉センター事業	母子家庭・寡婦の相談に応じるとともに、自立に役立つ知識・技能習得のための講座を実施。	◎*		○	◎			○	○	○		
30	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(母子父子自立支援員配置)	ひとり親家庭の人や寡婦の生活上の悩みの相談、離婚前の相談、貸付金の相談や自立に向けての助言・指導を実施。	◎*		◎						○		
31	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(就労支援専門員配)	ひとり親家庭の就労や転職、就職に結びつく資格の取得などの相談を実施。	◎*		○	◎					○		
32	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(養育費・面会交流相)	子どものための養育費のこと、離れて暮らす親との面会交流について、専門相談員による相談を実施。	◎*		◎						○		
33	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(高等職業訓練促進給付金等支給)	ひとり親家庭の父母が職業能力の開発を推進するため、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給。	◎*		○	◎			○		○		
34	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(自立支援教育訓練給付金支給)	ひとり親家庭の父母が職業能力の開発を推進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講した者に対して、教育訓練終了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給。	◎*		○	◎			○		○		
35	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給。	◎*		○	○			○		○		
36	児童部	子育て給付課	ひとり親家庭自立支援事業(母子父子寡婦福祉資金貸付受付業務)	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付受付。	◎*		◎						○	○	
37	児童部	家庭児童相談課	児童虐待防止対策事業	児童虐待などの家庭児童相談への対応・支援。	◎*						○	○	○	○	
38	児童部	家庭児童相談課	児童虐待防止対策事業	講演会の開催等による、児童虐待防止の啓発。	◎*						○				
39	児童部	家庭児童相談課	子育て短期支援事業	家庭における養育が困難になった場合、一定期間、児童養護施設等で児童を養育。	◎*						○		○		
40	児童部	家庭児童相談課	子ども見守り家庭訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、民生・児童委員、主任児童委員等が家庭訪問を行い、相談や育児情報の提供を実施。	◎*						○	○			
41	児童部	家庭児童相談課	育児支援家庭訪問事業	養育に関し、支援が必要な家庭に対し、保育士などの資格を有する育児支援家庭訪問員が、訪問し育児に関する相談等を実施。	◎*						○	○	○		
42	児童部	家庭児童相談課	親支援プログラム事業	親の子育てスキルの習得を図り、子どもへの虐待を未然に防止。	◎*						○				
43	児童部	家庭児童相談課	子どもの生活支援事業	吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針に沿った考え方の周知に努めるとともに、目標の進捗管理や情報交換、新たな施策等の検討等を実施。	◎*		◎				○				
44	児童部	のびのび子育てプラザ	子育てに関する相談	専任の相談員を配置して、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、必要な子育て支援施策につなげる。	◎*						○	○			
45	児童部	地域支援センター	児童の発達に関する相談	専任の相談員を配置して、児童の発達に関わる様々な相談に応じる。	◎*						○	○			
46	児童部	地域支援センター	相談支援業務	療育が必要な児童への相談業務を総合的に行う。	◎*						○	○			

【参考】重点施策について：◎・・・重点分野に深く関係する(明確に対象者)である取組、○・・・重点分野の観点も一部に含まれる取組。ただし、「子ども・若者」に該当する取組の内、「子育て世代」に対する取組は*印を付記。

番号	部局名等	室課名等	事業名	事業の概要	重点施策				事前予防			早期対応		事後対応	
					子ども・若者	高齢者	生活困窮者	勤労世代	普及啓発	人材育成	生きる支援	早期発見	早期対応	再発防止	遺族支援
47	児童部	地域支援センター	障害児通所支援に関する支給決定事務	障害児の保護者から相談、申請のあった各種障がい児通所支援サービスの利用について、可否決定を行う。	◎*						○	○	○		
48	福祉部	福祉総務課	ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアに参加したい市民が各種ボランティア団体の活動に参画できるようコーディネートなどを行う。	○	○					○				
49	福祉部	福祉総務課	吹田市民生委員・児童委員活動補助金の交付	吹田市民生・児童委員協議会に対し補助金を交付し、活動を支援。	◎	◎	◎				○	○	○		
50	福祉部	福祉総務課	吹田市保護司活動補助金の交付	吹田地区保護司会に対し補助金を交付し、活動を支援。	○	○	○	○			○	○	○		
51	福祉部	内本町地域保健福祉センター	高齢者・障がい者の在宅支援に関する相談	高齢者及び障がい者に関する各種の相談、福祉サービスの申請受付け、措置などを総合的に行う。		◎					○	○	○	○	
52	福祉部	亥の子谷地域保健福祉センター	高齢者・障がい者の在宅支援に関する相談	高齢者及び障がい者に関する各種の相談、福祉サービスの申請受付け、措置などを総合的に行う。		◎					○	○	○	○	
53	福祉部	千里ニュータウン地域保健福祉センター	高齢者・障がい者の在宅支援に関する相談	高齢者及び障がい者に関する各種の相談、福祉サービスの申請受付け、措置などを総合的に行う。		◎					○	○	○	○	
54	福祉部	生活福祉室	生活保護施行に関する事務	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な各種扶助を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助)			◎				○	○	○	○	
55	福祉部	生活福祉室	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。			◎				○	○	○	○	
56	福祉部	生活福祉室	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者からの相談に対し、課題を整理して、課題の解決に向けた必要な支援に繋げる。ホームレスの方に巡回相談を行う。仕事を探している方に就労			◎	◎				○	○		
57	福祉部	生活福祉室	生活困窮者自立支援事業(住居確保支援事業)	離職や倒産により家を失った方や家を失う恐れのある方に対して、就労支援を実施しながら家賃相当額(上限あり)の代理納付を行う。			◎						○		
58	福祉部	生活福祉室	生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	住居のない方に、一定期間宿泊場所や食事を提供する支援を行う。			◎						○		
59	福祉部	生活福祉室	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)	子ども健全育成生活支援員が家庭訪問などにより、困難を抱える家庭の生活指導、不登校やひきこもり状態の子供への働きかけ、高校進学や奨学金に関する支援などを行う。また、中学生を対象とした、無料の学習支援教室を行う。	◎		◎				○		○		
60	福祉部	生活福祉室	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	すぐに就労することが困難な方が、グループワークやボランティア活動、就労体験などを通じて自己肯定感を高め、自己の強みを増やしなが、段階的に就労を目指す支援を行う。			◎	◎			○		○		
61	福祉部	高齢福祉室	高齢者在宅福祉サービス事業	在宅高齢者に対して、日常生活用具に係る給付や緊急通報システムの整備等の福祉サービスを行う。		◎					○	○	○		
62	福祉部	高齢福祉室	福祉の措置事業	養護老人ホームへの入所措置や、特別養護老人ホームへの緊急一時的な入所措置を行う。		◎					○	○	○		
63	福祉部	高齢福祉室	包括的支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、介護予防サービス利用の支援をはじめ、高齢者福祉・介護保険に関する総合相談、高齢者の権利擁護、地域のネットワークづくりなどを行う。		◎					○	○	○		
64	福祉部	高齢福祉室	家族介護継続支援事業	家庭等において高齢者を継続して介護できるよう、介護用品の支給や高齢者・介護家族への電話相談などの支援を行う。		◎					○	○			
65	福祉部	高齢福祉室	救急医療情報キット配布事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、病気や災害時に迅速に救急活動を受けられるよう、救急医療情報キットを配布。		◎					○				
66	福祉部	高齢福祉室	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない高齢者の成年後見等開始の審判申立てに係る費用等を助成。		◎					○				
67	福祉部	高齢福祉室	認知症サポーター養成事業	認知症の人やその家族を支援する認知症サポーター並びにキャラバン・メイトの養成。		◎					○				
68	福祉部	高齢福祉室	家族介護支援事業	徘徊高齢者のSOSネットワークの構築や徘徊高齢者家族への支援サービス等により、高齢者を介護する家族を支援。		◎					○				
69	福祉部	高齢福祉室	介護予防・生活支援サービス事業	身体機能が低下し、生活に不安・不便がある高齢者に対し、訪問や通所によるサービスを提供する事業。		◎					○		○		
70	福祉部	高齢福祉室	介護予防普及啓発事業	介護予防のための教室、講演会等の健康教育等の取組を通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発を行う。		◎					○				
71	福祉部	高齢福祉室	地域介護予防活動支援事業	介護支援サポーターの養成や、街かどデイハウスにおける介護予防など地域での介護予防活動ができるよう支援を行う。		◎					○				

【参考】重点施策について：◎ …… 重点分野に深く関係する(明確に対象者)である取組、○ …… 重点分野の観点も一部に含まれる取組。ただし、「子ども・若者」に該当する取組の内、「子育て世代」に対する取組は*印を付記。

番号	部局名等	室課名等	事業名	事業の概要	重点施策				事前予防			早期対応		事後対応		
					子ども・若者	高齢者	生活困窮者	勤労世代	普及啓発	人材育成	生きる支援	早期発見	早期対応	再発防止	遺族支援	
72	福祉部	高齢福祉室	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職を活用することにより、高齢者の自立支援における取組を推進。		◎					○	○				
73	福祉部	高齢福祉室	高齢者生きがい対策事業	高齢者生きがい活動センターや、ふれあい交流サロンなどで、高齢者の健康の増進、教養の向上、社会参加の促進及び高齢者の福祉の増進を図る。		◎					○					
74	福祉部	障がい福祉室	基幹相談支援センター事業	障がい者の相談等の業務を総合的に行う。							○	○	○	○		
75	福祉部	障がい福祉室	障がい福祉サービスに関する支給決定事務	障がい者、または障がい児の保護者から相談、申請のあった各種障がい福祉サービスの利用について、可否決定を行う。							○	○	○	○		
76	福祉部	障がい福祉室	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者の成年後見等開始の審判申立てに係る費用等を助成。							○					
77	健康医療部	国民健康保険室	保険料の納付相談、減免	納付困難者の納付相談を受ける。必要に応じて減免制度を案内し申請の受付を行う。			◎				○	○				
78	健康医療部	国民健康保険室	国民健康保険及び後期高齢者医療保険に関する減免受付	必要に応じて国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免制度について説明及び申請受付を行う。			◎				○		○			
79	健康医療部	保健センター	市民健康教室	市民向けに、生活習慣病等の予防に関する講座を実施。							○					
80	健康医療部	保健センター	健康相談	市民向けに、健康相談を実施し、適切な指導助言を実施。								○				
81	健康医療部	保健センター	産婦健康診査事業	産後8週6日以内の産婦を対象に、エジンバラ産後うつ病の質問を含む産婦健診を実施。	◎*							○				
82	健康医療部	保健センター	妊産婦相談支援事業	妊産婦に妊娠、出産、育児に関する様々な悩み等に、専任の保健師、助産師が相談、情報提供を行うとともに、必要な支援のコーディネートを行う。	◎*							○	○	○	○	
83	健康医療部	保健センター	訪問指導事業	保健師等が乳幼児(新生児、未熟児、乳幼児健診未受診児)及び妊産婦に対して家庭訪問を行い、育児の悩みや必要な保健師指導等を行う。	◎*							○	○	○	○	
84	健康医療部	保健センター	産前産後サポート事業	妊産婦等に対して、家庭や定期的に開催するサロンで助産師等の専門家や、子育てサポーターによる相談支援を行う。また、子育て経験者やシニア世代を対象に子育てサポーターを養成し、地域での子育て支援の体制構築を図る。	◎*							○	○	○		
85	健康医療部	保健センター	産後ケア事業	家族等から十分な家事・育児等の支援を受けられない生後2か月未満の母子を対象に医療機関等で心身のケアや育児サポートを実施。	◎*							○	○	○		
86	健康医療部	保健センター	産後家事支援事業	家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない出産後6か月未満の産婦に対し、家事等の支援を行う。	◎*							○	○	○		
87	健康医療部	保健センター	乳幼児健診	4か月児健診、乳児後期健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、経過観察健診等の健診を行い、乳幼児の成長、発育・発達の確認や養育上の相談を行い、必要な支援につなげる。	◎*							○	○			
88	健康医療部	保健センター	各種がん検診	5大がん(胃・肺・大腸・乳・子宮)と前立腺がんの検診を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげる。								○				
89	健康医療部	保健センター	30歳代健診・特定健診(特定保健指導)・後期高齢健診等各種健診	身体測定、血液検査、理学的検査、問診等について健診を行うことで、市民に自身の健康状態を知る機会を提供する。また、問診では、不眠の有無やストレスの有無を確認し、うつ病等の早期発見の機会とする。								○	○	○		
90	健康医療部 総務部	保健センター 人事室	自殺予防対策講演会(ゲートキーパー養成研修(市民・職員向け))	窓口部局を中心とした職員や一般市民を対象に、相談者のサインに気付き、適切なつなぎを行う「ゲートキーパー」として必要不可欠な知識及び技術の習得を目的とした研修会を実施。	○	○	○	○	○	○						
91	健康医療部 学校教育部	保健センター 教育センター	自殺予防対策講演会(ゲートキーパー養成研修(教職員向け))	卒年総の自殺対策に携わる人材の育成を図るため、教職員等を対象に、相談者のサインに気付き、適切なつなぎを行う「ゲートキーパー養成研修」を行う。	◎				○	○						
92	健康医療部	保健センター	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせた普及啓発	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関する情報について、ポスター・チラシの設置や広報誌への掲載等を行い、広く周知を図る。	○	○	○	○	○							
93	環境部	環境保全課	公害の苦情相談	住民から事業所等に起因する騒音や悪臭等の公害に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。							○					
94	消防本部	総務予防室	メンタルヘルス研修	消防職員等を対象としたパワーハラスメント、惨事ストレス等についての研修を実施。							○					
95	消防本部	総務予防室	ストレスチェック	災害現場に派遣された職員等を対象に惨事ストレスによるPTSDの予防対策として2種類のアンケートを実施。							○	○				

【参考】重点施策について：◎ …… 重点分野に深く関係する(明確に対象者)である取組、○ …… 重点分野の観点も一部に含まれる取組。ただし、「子ども・若者」に該当する取組の内、「子育て世代」に対する取組は*印を付記。

番号	部局名等	室課名等	事業名	事業の概要	重点施策				事前予防			早期対応		事後対応	
					子ども・若者	高齢者	生活困窮者	勤労世代	普及啓発	人材育成	生きる支援	早期発見	早期対応	再発防止	遺族支援
96	学校教育部	学務課	就学に関する事業	支援や配慮を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して相談を行う。	◎							○	○		
97	学校教育部	学務課	就学援助及び特別支援教育就学奨励事業	経済的理由により、就学困難な児童・生徒等に対し、学用品費や学校給食費など学校に必要な費用を援助。	◎		◎				○		○		
98	学校教育部	学務課	高等学校等学習支援金支給事業	経済的理由により、修学が困難な生徒等に対し、学習用図書の購入費用を支給。	◎		◎				○		○		
99	学校教育部	指導室	生徒指導推進事業	全18中学校の生徒代表にいじめ等についての主張の場を提供し、生徒指導の推進を図る。	◎						○				
100	学校教育部	指導室	子どもサポートチーム事業	スクールソーシャルワーカーを含むサポートチームがいじめ等個別課題を有する児童・生徒に支援を行う。	◎						○	○	○	○	
101	学校教育部	教育センター	不登校児童・生徒支援事業	不登校児童・生徒の学校復帰を支援。	◎						○	○	○		
102	学校教育部	教育センター	来所・電話相談事業	不登校や発達課題、いじめ等の不安や悩みを持つ対象者に対し来所相談及び電話相談を行う。	◎						○	○			
103	学校教育部	教育センター	出張教育相談事業	全36小学校に教育相談員を派遣し、幼児・児童・生徒とその保護者に対する面談を行う。	◎						○	○			
104	学校教育部	教育センター	教職員健康相談	府費負担教職員を対象に、産業医が心身に関する相談を実施し、適切な指導助言を行う。								○	○	○	
105	学校教育部	教育センター	教職員ストレスチェック	府費負担教職員が自らのストレス状態を把握、メンタル不調を予防するため、年1回ストレスチェックを実施。学校単位の集団分析による、職場環境改善の推進。高ストレス者に産業医の面接指導を勧奨。							○	○			
106	地域教育部	中央図書館	図書等の貸出閲覧	図書、雑誌、新聞、CD、DVD等の貸出及び閲覧(ただし、AV資料の閲覧は一部の館を除く)。							○				
107	地域教育部	中央図書館	主催行事	読み聞かせや教養、運動など、対象者の年齢等に合わせた講座・講演会の開催。							○				
108	地域教育部	中央図書館	資料の特設展示	人権や教育などテーマに合わせた図書等の展示。							○				
109	地域教育部	中央図書館	図書館フレンズ等ボランティア活動	行事開催の補助や館内装飾等の活動を行う図書館フレンズなど、図書館主催事業や対面朗読、録音図書の製作などの障がい者サービスに係るボランティア活動の支援。							○				
110	地域教育部	青少年室	青少年相談	39歳までの青少年及びその保護者に対し、青少年に関する相談を行う。	◎						○	○			
111	地域教育部	青少年室	さわやか元気キャンプ	不登校傾向にある子供たち(小・中学生)を対象として、自然体験活動を通じて交流し、社会性や協調性等を育成することをねらいとして実施する。平成30年度より生活保護世帯を対象とした参加費補助制度を創設。	◎		◎				○				
112	地域教育部	青少年室青少年クリエイティブセンター	子育て・こころの健康相談	毎月2回、臨床心理士の資格を持つ専門相談員が乳幼児、青少年またその保護者を対象に、子育て並びにこころの悩み等に関する相談業務を行う。	◎						○	○			
113	関係団体等	大阪府吹田保健所	こころの健康相談	管内住民に対して、精神科嘱託医・相談員・保健師等によるこころの健康相談を実施。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
114	関係団体等	大阪府吹田保健所	精神障がい者福祉相談指導	管内の精神障がい者や支援者に対して、医療福祉サービスに関する支援や啓発を実施。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
115	関係団体等	大阪府吹田保健所吹田警察	自殺未遂者相談支援事業	吹田市内で発生した自殺未遂に対し、警察が初期対応を行った際に本人や家族に相談同意を確認を行い、保健所相談へ導入。その後、保健所が相談対応	○	○	○	○				○	○	○	
116	関係団体等	吹田市薬剤師会	薬剤師を対象とした自殺予防研修会・ゲートキーパー養成事業への参加	行政機関等が主催する薬剤師を対象とした自殺予防研修会やゲートキーパー養成事業に参加し、自殺の危機にある者に対する対応能力の向上を図る。						○		○	○		
117	関係団体等	吹田市薬剤師会	ポスターによる啓発	自殺対策に関するポスターを薬局等に掲示し、普及啓発を図る。					○						
118	関係団体等	吹田市薬剤師会(一部薬局での取組例)	薬局来局者への対応	薬局へ来局した者の表情、服薬状況等を確認し、気になる人には声掛けや傾聴を行う。また、必要に応じて家族への連絡等の調整を行う。								○	○		
119	関係団体等	吹田市薬剤師会(一部薬局での取組例)	医療機関との連携	精神科門前薬局において、診療所との連絡を密に行い対応の強化に努める。								○			
120	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	地域支えあい推進事業	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)13名配置。地域密着型の福祉の相談員が、アウトリーチ型でさまざまな団体や行政などと連携しながら、地域住民の相談支援を実施。	○	○	○	○			○	○			

【参考】重点施策について：◎・・・重点分野に深く関係する(明確に対象者)である取組、○・・・重点分野の観点も一部に含まれる取組。ただし、「子ども・若者」に該当する取組の内、「子育て世代」に対する取組は*印を付記。

番号	部局名等	室課名等	事業名	事業の概要	重点施策				事前予防			早期対応		事後対応		
					子ども・若者	高齢者	生活困窮者	勤労世代	普及啓発	人材育成	生きる支援	早期発見	早期対応	再発防止	遺族支援	
121	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	高齢者生活支援体制整備事業	広域型生活支援コーディネーター1名配置。高齢者の介護予防や社会参加の促進、生きがいをもてる地域づくりの推進。	○	◎	○				○					
122	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動	地区福祉委員会が主体となって、地域で顔を合わせる様々な機会をつくることにより、地域住民が孤立をすることがないよう地住民どうしの支え合い活動を推進。	○	○					○					
123	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	認知症や知的、精神の障がいにより金銭管理が不得手住民の通帳をお預かりし金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う。	○	◎	○				○		○			
124	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	心配ごと相談	経験豊富な相談員(地域住民)が、毎週水曜日の13時から15時30分まで、家庭内のもめごとや日常生活のさまざまな悩みの相談に対応。CSW連携あり。	○	○	○	○			○	○			○	
125	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	コミュニティサロン	月に3回、ボランティアの協力により、使用済みの切手の整理やブルトップの選別など初めて活動する方でも気軽にできるボランティア活動のサロンを開催。	○	○					○					
126	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	もしも電話訪問	吹田市在住のひとり暮らし高齢者で、話し相手がほしいという方に、ボランティアが週に1度電話をかけて傾聴を実施。		◎					○					
127	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	吹田しあわせネットワーク(生活困窮レスキュー事業)	吹田市社協施設連絡会が大阪府社協とともに実施。生活困窮に陥った世帯に訪問し、緊急時の相談支援と10万円以内の現物支給を実施。CSW連携あり。			◎				○		○			
128	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	生活福祉資金、緊急小口資金の貸付	民生委員の協力により、資金の貸付が必要な相談支援を行うことにより安定した生活を送れるようにするための制度。			◎				○	○	○			
129	関係団体等	吹田市社会福祉協議会	当事者家族への支援	認知症介護者家族の会、高次機能障がい者家族交流会を他機関とともに支援。	○	○					○					